

1. 巡回バスの本格運行について

長南町巡回バスの実証運行については、長南町地域公共交通活性化協議会（道路運送法第9条第4項、道路運送法施行規則9条第2項に基づく協議会）において承認を頂き、平成30年1月4日から運行している。

長南町地域公共交通活性化協議会において、巡回バス実証運行の運行状況を報告し、運行改善に関する検討をし、本格運行へ移行することを目的とする。

2. 長南蔵持地区コースの見直し（前回までの内容）

長南・蔵持地区コースは、ほとんど乗降が見られないため、見直しを図る必要があります。

（実証運行前）平成29年4月から平成29年12月の実績から算出

月	東	豊栄	西	長南	計
一日平均	3.17 人	0.95 人	6.70 人	1.02 人	11.83 人

（実証運行後）平成30年1月から令和元年8月までの実績から算出

月	東	豊栄	西	長南	計
一日平均	3.24 人	1.19 人	3.96 人	0.31 人	8.70 人

- ・午前の便も午後の便も、長南宿（生活施設が集中区域）を通過して帰るように運行経路変更
- ・熊野神社下（巡回バス停留所）付近で、巡回バスを転回し、長南宿を往来する運行経路に変更
- ・熊野神社下から長南車庫の運行経路は、廃止。

3. 運行経路・運行時刻、見直しのポイント

①生活需要にあった運行時刻を設定する。

- 例) 西地区コース → 通院・通学
東地区コース → 通院・通勤

②利便性を考慮する。(幹線系統への接続)

例) 生活圏域が長南町内で完結しないため茂原方面への接続を確保する。

坂本・豊栄地区コース → 上永吉停留所 路線バス茂原・大多喜線への接続
長南車庫 → 茂原・牛久系統への接続

③運転士の拘束時間・休憩時間を配慮した運行時刻設定

連続運転時間は、4時間が限度。運転開始後4時間以内又は、4時間経過直後に運転を中断して30分以上の休憩等を確保する必要がある。休憩時間は、少なくとも1回につき10分以上の休憩でないと休憩とカウントできない。(厚生労働省労働局)

例) 生活需要のある午前中の時間帯に、バスを連続で運行しつづけるのは困難

④利用者を困惑させない。

頻繁に、運行経路や運行時刻を変更すると利用者離れが起きる。

例) 実証運行前から利用者が多い西コースは、実証運行中も変えていない。

西地区コース 7:20発 10:20発

⑤今回の見直しについては、部分修正に留まる。

上記4点を考慮し既存巡回バスを再編し平成30年1月4日から実証運行している。

4. 長南・蔵持地区、見直しのポイント

- ・生活需要に適した運行時間帯の検討
- ・高速バス長南駐車場で接続調整の検討
- ・長南宿を往来しないため、長南宿を往来する運行経路を検討

5. 長南・蔵持地区、運行経路案

運行経路1：高速バス長南駐車場で高速バスと接続調整を図った場合

- ・高速バス長南駐車場を経由し、笠森霊園へ

詳細は別紙のとおり

運行経路2：生活需要に適した運行時間帯にした場合（接続調整を図らない場合）

- ・愛宕町から高速バス長南駐車場の経路は不要。

詳細は別紙のとおり

6. 巡回バス運行時刻案

詳細は別紙の運行時刻案

7. 今後のスケジュール

令和元年10月16日

第2回 長南町地域公共交通活性化協議会

- ・巡回バスの見直しの素案について
(運行時刻・運行経路等)



令和元年12月頃

第3回 長南町地域公共交通活性化協議会

議題

- ・巡回バスの本格運行について (協議会の同意)



(標準事務処理期間)

2ヶ月前まで

令和2年4月

巡回バスの本格運行実施